

岐阜県公報

目次

告示

土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	ページ
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	二
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	四

告示

岐阜県告示第二百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桐谷	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷2	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷3	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷4	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷5	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷6	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷7	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷8	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三日町	高山市国府町三日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上道	高山市国府町鶴巣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西本	高山市国府町鶴巣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県公報号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日）（とき）は翌日

平成二十三年三月三十一日

名張 1	高山市国府町名張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寄洞 2	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上広瀬	高山市国府町上広瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上広瀬 2	高山市国府町上広瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村山	高山市国府町村山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所 所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
風呂谷・かつこ う谷	養老郡養老町一色	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所 所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百八十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮谷	養老郡養老町沢田	次の図のとおり	土石流
坂尻谷	養老郡養老町桜井	次の図のとおり	土石流
威徳谷	養老郡養老町竜泉寺	次の図のとおり	土石流
勢至南谷	養老郡養老町勢至	次の図のとおり	土石流
唐谷	養老郡養老町養老公園	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所 所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮谷	養老郡養老町沢田	次の図のとおり	土石流
坂尻谷	養老郡養老町桜井	次の図のとおり	土石流
威徳谷	養老郡養老町竜泉寺	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

唐谷	勢至南谷	養老郡養老町勢至	次の図のとおり	土石流
		養老郡養老町養老公園	次の図のとおり	土石流

平成二十三年三月三十一日発行

発行所者

岐阜県
岐阜市数田南二丁目一番一号
庁

編集

各務原市テクノプラザ
―
ブイ・アール・テクノセンター